

# 契 約 書 (案)

1. 業 務 名 平成30年度一般定期健康診断、特殊健康診断等及び精密検査業務（単価契約）
2. 健康診断実施場所 仕様書のとおり
3. 履 行 期 間 自 平成 年 月 日  
至 平成31年 3月12日
4. 健康診断項目  
及び契約単価 別紙のとおり
5. 健康診断書等  
の提出場所 国立研究開発法人建築研究所総務部職員課

発注者 契約職 国立研究開発法人建築研究所 理事長 緑川 光正（以下「発注者」という。）と、  
（以下「受注者」という。）  
は建築研究所職員の一般定期健康診断、特殊健康診断等及び精密検査（以下「健康診断」という。）の実施につき下記のとおり契約を締結する。

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別冊の仕様書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若し

くは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。

9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

第2条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

第3条 発注者は、契約期間内において、職員の健康診断実施項目及び実施日を定め、受注者に通知しなければならない。

第4条 受注者は、前条により発注者から通知を受けたときは、必要な健康診断を行うものとする。

2. 受注者は、前条健康診断完了後30日以内に健康診断の所見及びフィルム等を提出し、検査結果を発注者に報告しなければならない。

第5条 受注者は、発注者または発注者の指定する者が職員の健康診断結果及び健康管理上必要とする事項につき説明を求めたときは、職員の健康状態、病状、治療及び生活規制の面について医師としての指示及び説明を行わなければならない。

第6条 受注者若しくは受注者の使用人が、この契約に関し知り得た発注者の業務上の秘密及び健康診断の秘密を外部に漏らし、または第三者に知らせてはならない。

第7条 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」とう。）は、第4条第2項の報告を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 3 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

第8条 受注者は、第4条第2項に定める報告をし、発注者の確認を得た後において毎月分を取りまとめ、発注者に対して代金の請求書を提出するものとする。

2. 発注者は、前項により正当な請求書を受理した日から60日以内に料金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- 3 発注者は、前条の期間内に支払いを完了しないときは、その未払額につき年2.7パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、別冊「仕様書」の概算数量に単価（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の単価）を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令がすべて確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、職員の指示に従わず業務に着手しないとき。
- 二 第2条の規定に違反したとき。
- 三 前各号のほか、受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項により契約を解除した場合においては、第7条の規定による検査を受けたものがあるときは、発注者はその業務完了部分に相当する請負代金額を支払うものとする。

第11条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額と支払額（業務の既済部分について、その部分に認められるときは、既済部分に相当する代金額を含む）のいずれか大きい額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
  - 二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第12条 受注者は、契約期間内において、正当な事由及び天災地変等の不可抗力により本契約の履行が不可能となったときは、発注者と協議の上本契約の目的を達するに足る他の診断機関をあつせんし契約を解除することができる。

2. 発注者または受注者は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約の全部または一部を解除することができる。
3. 前2項の場合における違約金の額その他必要な事項は発注者と受注者が協議して定める。

第13条 受注者は、契約期間内において、診療単価等、市中価格の大幅な変動に伴い契約単価が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上これを改定することができる。

第14条 本契約に定めのない事項及び上記契約の各条項につき疑義を生じたときは、発注者と受注者が協議の上これを決定する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 茨城県つくば市立原1番地3  
契 約 職  
国立研究開発法人建築研究所  
理 事 長 緑 川 光 正

受注者